



ゆうな医療・介護の相談たより

2022年 4月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！個人情報に配慮致します。メールでのご相談もお待ちしています。

●今月の相談：「要介護認定申請調査では、どんなことを聞かれるの？」

Q：男性、70歳代。末梢神経麻痺の後遺症で、足首の変形や足裏にタコができています。最近、足首が腫れて歩きづらくなりました。先日はちょっとした段差で転んでしまったので、玄関先に手すりを付けたいと思っています。勇気を出して地域包括支援センターで後遺症があることも話し、介護保険の認定申請をすることになったのですが、本人調査があるとのことでした。調査では、どんなことを聞かれるのですか？

A：後遺症のことをお話しされたのですね、それは周りの人々に、ご自身の状況を理解して貰うために必要で良かったと思います。介護認定調査では、自宅等を認定調査員が訪問し、74項目の基本調査項目について聞き取りを行います。大きく5項目に分けられ、「身体機能・起居動作」「生活機能」「認知機能」「精神・行動障害」「社会生活への適応」があります。麻痺の有り無し、屋内外の移動の動き、意思の伝達ができるか、ひどい物忘れがないか、薬の服薬はできるか等について聞きます。また、住まいの環境や家族の状況についても聞かれますので、具体的に困っていることや手伝ってくれる人がいない等を、メモにしておくこと忘れがないでしょう。

また、要介護認定は、本人調査結果と、かかりつけ医の「主治医意見書」の両方で審査されます。かかりつけ医には、症状は元よりご自身でケアされていること・その方法と共に、その症状が生活面にどのように支障があるか伝えておきましょう。診察時間は短くて、詳しくお話することも遠慮があると思いますので、ここでもメモを書いて渡しておくといいです。

調査時には、ご家族やご自身のことを良く知っている信頼のおける方に同席してもらい、状況を伝えて貰うと心強いですね。



●今月のピアサポート活動等の紹介：

・第16回ハンセン病市民学会が6月11日・12日に長野市で開かれます。沖縄からも直接参加される方や、オンラインで参加される方もいらっしゃいます。今回の特別企画は「善光寺と被災差別民」です。早くコロナ禍が収束し、何の心配もなく、集まれるようになりたいものです。